

第43回八王子いちょう祭り 新型コロナウイルス感染拡大防止 ガイドライン



八王子いちょう祭り祭典委員会

〒193-0834 東京都八王子市東浅川町120番地 TEL 042-668-8383 FAX 042-673-6661
E-mail : ichou@ichou-festa.org <https://www.ichou-festa.org/>

1	はじめに	2
2	第 43 回八王子いちよう祭り開催に当たっての基本的な考え方について	3
3	第 43 回八王子いちよう祭りの開催時の感染防止策について	3
	(1) 開催準備時の対応	
	ア 参加者募集時の対応	3
	イ 開催の周知広報	4
	ウ 会場準備	5
	(2) 開催当日の対応	
	ア 参加受付時の対応	7
	イ 参加者への対応	8
	ウ 来場者の対応	10
	エ スタッフへの注意事項	11
	オ 関係者に感染が疑われる者が発生した場合	12
	カ 保健所との関係	12
	キ その他留意事項	12

1 はじめに

第 43 回八王子いちよう祭り感染拡大防止ガイドライン（以下「本ガイドライン」という）は、八王子市、八王子市保健所、八王子消防署、八王子警察署、高尾警察署に指示を仰ぎそれらの方針に反しないことを前提として、八王子いちよう祭り祭典委員会が「第 43 回八王子いちよう祭り」を開催するに当たり留意すべき事項をまとめたものです。

本ガイドラインは、公益社団法人日本青年会議所発行の「祭り・イベント等開催に向けた感染拡大防止ガイドライン」2021 年 12 月 26 日改定 第 04 版（日本青年会議所主催の祭り・イベントのみならず、各地の祭り・イベントを開催する際の参考とされ、全国的に祭り・イベント等が開催されることにより、日本経済の活性化を促進することも併せて目的としています）を参考に、第 43 回八王子いちよう祭り開催のために作成したものです。

当祭典委員会は、事前打ち合わせやリハーサル等の準備過程（以下、「準備過程」という）も含め、祭り・イベント等の参加者（運営等に携わらない当日参加する個人をいう）及び関係者（主催者以外で運営に携わる個人・団体・組織をいう）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じます。

また、当祭典委員会は、以下の内容を踏まえつつ、八王子いちよう祭りの特性を勘案し、感染防止のため実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を、あらかじめ整理しました。各事項の整理に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 5 月 4 日）別添『『新しい生活様式』の実践例』も参照しました。また、障がい者や高齢者等、参加者の特性にも配慮します。

なお、一般的な祭り・イベント等の実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。本ガイドラインは、現段階(令和 4 年 6 月 30 日現在)で得られている情報、知見等に基づき作成しています。本年 11 月に開催される第 43 回八王子いちよう祭りの時期及びその時点での感染状況等を踏まえて逐次見直すこともあるということに御留意をお願い申し上げます。

追記：令和 3 年 11 月に開催した「第 42 回八王子いちよう祭り」は、地域の多くのお祭り・イベントが中止になる中で、当祭典委員会は出来る限りのコロナウイルス感染拡大防止の対策を図り、例年の規模を縮小して開催しました。GPS を活用したモバイルスタンプラリーも開催し、来場者の分散（時間・場所）を図ることで、安心なお祭りを開催することに成功しました。

本年度は通常開催に近い形での開催を企画しておりますが、社会情勢を鑑み、直前に緊急事態宣言等が発出された場合は再度企画内容を再検討し開催します。

2 第43回八王子いちよう祭り開催にあたっての基本的な考え方について

(1) 第43回八王子いちよう祭りの開催について

第43回八王子いちよう祭りの開催にあたっては、政府等の要請及び八王子市、八王子市保険所、八王子消防署、八王子警察署、高尾警察署等の指示に基づき以下の通り対応する。また、想定よりも多くの来場者が会場に集まった場合や、来場者の管理を適切に行えない場合、当祭典委員会の判断で中止等の必要な判断をとる場合がある。

(2) 新型コロナウイルスの基本対策について

新型コロナウイルス対策は、感染源対策(感染している可能性の高い人を参加させない)と感染経路対策をとる。

【感染源対策】

- 参加者・関係スタッフ対策(注意喚起、体調チェックなど)

【感染経路対策】

- 飛沫感染リスクへの対策
 - ・変異株の拡大を踏まえたマスクの正しい着用
 - ※十分なマスク着用の効果を得るために、感染リスクに応じた適切なマスクの着用を行う。
 - ・身体的距離(原則2m、最低1m)の確保(密集対策)
 - ・マスクをしない状態での会話を控える(密接対策)
- エアロゾル(マイクロ飛沫)感染リスクへの対策
 - ・屋内、室内の換気による密閉防止(密閉対策)
- 接触感染リスクへの対策
 - ・多頻度接触面の定期的なふき取り消毒
 - ・共用する物の消毒または共用の禁止
 - ・手洗い・手指消毒の徹底
- 三密(密閉、密集、密接)いずれかひとつでも生じやすい場面を避ける

3 第43回八王子いちよう祭り開催時の感染防止策について

(1) 開催準備時の対応

ア 参加者募集時の対応

参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして協力を求める。また、これを遵守できない参加者、または以下に記載の(ア) a～dに該当することが判明した参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、第43回八王子いちよう祭りへの参加の取り消しや途中退場を求める。

なお、当祭典委員会が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、下記のものとする。

- (ア) 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる事。 (開催当日、当祭典委員会に書面・口頭・自己申告などにより確認を行う)
 - a 体調がよくない場合 (例： 37.5 度以上の発熱・咳・咽頭痛・倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合)
 - b 参加者本人が濃厚接触者と判断された後、外出自粛期間を経過していない場合
 - c 同居家族や身近な知人に感染者、濃厚接触者や感染が疑われる方がいる場合
 - d 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- (イ) マスク等を持参し、正しく着用すること。常時着用を基本とし、飲食時以外は鼻まで覆うこと。
- (ウ) 石けんによる手洗いまたはアルコールなどによるこまめな手指消毒を実施すること。
- (エ) 他の参加者、関係者、スタッフ等との距離 (できるだけ2 mを目安に (最低1 m)) を確保すること。 (障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- (オ) 声援や掛け声等の発声を自粛すること。
- (カ) 感染防止のために当祭典委員会が決めたその他の措置の遵守、指示に従うこと。

イ 開催の周知広報

感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報する。

- (ア) マスクの正しい着用、手洗いやアルコールなどによる手指の消毒を徹底すること。
- (イ) 身体的距離の確保を徹底すること。
- (ウ) 下記の症状に該当する場合、来場を控えること

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、頭痛、下痢、吐気、嘔吐など

(エ) 飲食時は対面と会話を控えること。

ウ 会場準備

開催会場において下記の内容を踏まえつつ、各行事の特徴を勘案して感染防止のため、実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し十分な感染予防対策を講じる。

(ア) アルコールなどの消毒場所

参加者が開催中にアルコールなどによる手指の消毒をこまめに行えるよう、以下に配慮してアルコールなどの消毒場所を確保する。

- a 指消毒用アルコール等を用意すること。
- b 「こまめな手指消毒」を促すサイン等の掲示をすること。

(イ) 休憩・待機スペース・着替え用テント

休憩・待機スペース・着替え用テントは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース(招集場所)や着替え用テントについて、以下に配慮して準備する。

- a 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者との適切な距離が保てない状態となることを避けること。(障がい者の介助を行う場合を除く)
- b 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒すること。消毒にはアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを用いる。
- c 飲食を行う場合は、原則として飲食用の感染防止対策を行ったエリアで行うこととする。(なお、飲食時には対面を避けるとともに注意力が低下しやすいので、一層の注意を促す。)

(ウ) 洗面所(トイレ)

洗面所(トイレ)についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、参加者が利用する洗面所(トイレ)について、以下に配慮して管理する。

- a トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー、便器の蓋・便座、温水シャワーの操作盤等）については、こまめに消毒する。消毒にはアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを用いる。
- b トイレ内の汚物は蓋を閉めてから流すよう表示する。簡易トイレなど蓋がない場合は、十分に気を付けて流すよう表示する。
- c アルコールなどの手指消毒液を用意する。
- d 「こまめな手指消毒」を促すサイン等の掲示をする。
- e トイレに並ぶ際は前後の間隔を開けて並ぶようサイン等の掲示をする。

(エ) 飲食物の提供

飲食物を提供する個人または団体に対して、以下に配慮して十分な感染予防対策を講じる。

- a 従業員及び購買者双方のマスクの着用、およびアクリル板や透明ビニールカーテン等により購買者との間を遮断する等、工夫して飛沫防止に努めること。
- b 飛沫予防のシートは防災性能を有するシートを選び、火器や熱を持つ照明器具等の近くを避けること。
- c 紙幣等釣銭などの授受に関しては必ず手袋等を着用し、素手では渡さないこと。
- d 店舗内（入口や洗面所など）に手指消毒液を設置すること。
- e 利用者が頻繁に触れる箇所に注意して清掃または消毒を実施すること。消毒にはアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを用いる。
- f テーブルの消毒、厨房の衛生管理、使い捨て手袋の都度使用など食品衛生管理で従来行っている管理（HACCPによる管理など）は徹底して実施すること。消毒にはアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを用いる。
- g 消毒液を設置・保管する時は、火器から遠ざけ、直射日光に当たらないようにすること。また、消毒液を使用する時は、火器の近くでは使用しないこと。

h 回し飲みや回し食べ等、食器等の共有は行わないこと。

i 食器類は、食べ残しや水等の飛沫がなるべく飛び跳ねないように、注意して回収し、廃棄時はごみ箱の蓋や周囲に触れないように注意する。(指定の場所で廃棄)

j ソースやマヨネーズなどの卓上調味料は使いまわしをせず、必要な人には個包装の調味料を利用するようにする。

k 飲食を行う場合は、原則として飲食用の感染防止対策を行ったエリアで行うこととし、それ以外の場合は、イベント中に提供された飲食物は原則持ち帰りとする(水分補給等はお祭り中も認める)。なお、飲食スペース等での飲食時には対面を避ける。

(オ) 室内の会場

会場が室内となる場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。具体的には、換気設備を適切に運転して外気を導入することや、定期的に窓や扉を開け外気を取り入れる等の換気を行う。出来るだけ 2 か所以上の窓を開け、空気の流れを作ることで効率的な換気を行う。

(カ) 出店等の設置

出店等を設置する際には、参加者が適切な距離を保てるよう、店舗間の距離を十分に保つ。また、参加者の接触が少なくなる等の配慮を行う。また、出店者はマスクを着用し、参加者との間にビニールシート等を設置することを推奨する。

(キ) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、手袋やマスク・フェイスシールド等を着用する。また、手袋やマスク・フェイスシールド等を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する。

(ク) 出店者へは、出店者用のガイドラインを作成し厳守とする。

(2) 開催当日の対応

ア 参加受付時の対応

当日の受付時に参加者が適切な距離を保ち、安全に祭り・イベント等を開催・実施するため、以下に配慮して各会場内での受付事務を行う。

(ア) 受付場所にはアルコールなどの手指消毒剤を設置し、来場者の適切な管理をする。

- (イ) 発熱、倦怠感、また軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。(状況によっては、体温計などで発熱者を特定し入場を制限することも考えられる)
- (ウ) 受付場所では、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで受付スタッフと参加者を遮蔽する。
- (エ) 参加者が距離をおいて（最低1 m）並べるように設置等を行う。
- (オ) 受付を行うスタッフは必ずマスク等を着用する。
- (カ) 当日の受付のほか、開催前日の受付対応を行うなど当日の混雑を極力避ける。
- (キ) 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールや各地域の通知サービスの利用を周知する。
(参考) 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)
COVID-19Contact-ConfirmingApplication
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

イ 参加者への対応

参加者に対して当日の行動として下記の項目に配慮した行動をすること求める。

- (ア) 自宅での検温の実施等
以下に該当する場合は、自主的に参加を見合わせることを要請する。(下記a～bに該当する者を「有症状者等」という。以下同じ)
 - a 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛・倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合）
 - b 参加者本人が濃厚接触者と判断された後、外出自粛期間を経過していない場合
 - c 同居家族や身近な知人に感染者や濃厚接触者、感染が疑われる方がいる場合
 - d 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

上記の他、感染防止のために当祭典委員会が講じるその他の対策を遵守し、また主催

者の指示に従うことを参加者に要請する。

(イ) 体温チェック

参加者に対して体温チェックを行い、37.5℃以上の場合は参加不可とする。

(ウ) マスク等の準備

参加者がマスク等を準備しているか確認し、マスクを準備していない場合は、必要に応じて、マスクの配布・販売等をする。なお、祭り・イベント等参加中のマスク等の着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付や会話する時にマスク等の着用を求める。

（※）マスク等を着用して運動を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知する。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスク等を外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知する。

(エ) 参加者への周知・広報

参加者に対し、以下について周知・広報を行う。

- a マスクの着用、アルコールなどによる手指消毒を徹底する。
- b 身体的距離の確保を徹底する。
- c 祭り・イベント中の食事は原則持ち帰りとし、飲食スペース等での飲食時は対面と会話を可能な限り控える。
- d 飲食を行う場合は、飲食用に感染防止策を行ったエリアで行うことを周知する。
あらかじめ新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールや各地域の通知サービスの利用を周知すること。

（参考）新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)

COVID-19Contact-ConfirmingApplication

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

- e 感染防止のため主催者が定めたその他の措置の遵守、指示に従うこと。

有症状者等は参加しないよう要請する。入場整列時に、参加者が距離をとって並べるよう、目印等の設置を行う。密集状況が発生しないよう、余裕を持った休憩時間を事前に

設定し、トイレ等の混雑の緩和に努める。大声での会話等は控えるよう個別に促す。また、飲食を行う場合は、原則として飲食用の感染防止対策を行ったエリアで行うこととし、それ以外の場合は、イベント中に提供された飲食物は原則持ち帰りとする（水分補給等はお祭り中も認める）。なお、飲食スペース等での飲食時には対面を避ける。

(オ) 参加者の管理

参加者に対しては、氏名、年齢、住所及び連絡先（電話番号）を把握し、名簿を作成する。名簿は12月末まで保管し、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管および保管後の廃棄には十分な対策を講ずる。また、想定よりも多くの来場者が会場に集まった場合や来場者の適切な管理を行えない場合、主催者の判断で縮小や中止等の必要な判断をする。

(カ) 祭り・イベント等の関係者の管理

祭り・イベント等の関係者の氏名、年齢、住所及び連絡先（電話番号）を把握し、名簿を作成する。名簿は12月末まで保管する。祭り・イベント等の関係者に対しては、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報の保護の観点から名簿等の保管および保管後の廃棄には十分な対策を講ずる。

(キ) 参加前後の留意事項

参加する個人や団体は、開催前後のミーティングや懇親会等においても、密閉、密集、密接の状況を回避することを含め、基本的な感染予防対策を確実に実行する。特に、飲食時には、対面を避ける、食事中に会話する場合はマスク等を着用する、大声を出さないなどのより一層の注意をする。

ウ 来場者への対応

来場者に対して当日の行動として下記の項目に配慮した適切な行動をすることを求める。

(ア) 自宅での検温を実施すること。

(イ) マスク等の着用、アルコールなどの消毒による手指の消毒の徹底すること。

(ウ) 参加者との距離をとる等、社会的距離の確保を徹底すること。参加者との身体的距離を保ち、観覧席から出て参加者に近寄る、触れる等、感染リスクの高い行動を控えること。

(エ) 飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での食事を行わないこと。飲み物を飲む際には、対面とならならないよう注意すること。

(オ) 来場者同士の会話をなるべく控えること。

(カ) 有症状者等は参加しないよう要請すること

(キ) 販売整列時に、来場者が距離をとって並ぶよう誘導すること。

(ク) 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールや各地域の通知サービスの利用を周知すること。

(参考) 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)

COVID-19 Contact-Confirming Application

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

エ スタッフへの注意事項

共有する機器等を使用する際は、以下に配慮して行う。

(ア) 共用物に触れる前に、アルコールなどでの手指消毒を行うよう促す。

(イ) 自宅での検温の実施と、以下に該当する場合は、自主的に参加を見合わせることを要請し、当祭典委員会から求められた場合に提出ができるよう努める。(下記 a ～ d に該当する者を「有症状者等」という)

a 体調がよくない場合 (例：発熱・咳・咽頭痛・倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合)

b 参加者本人が濃厚接触者と判断された後、外出自粛期間を経過していない場合

c 同居家族や身近な知人に感染者や濃厚接触者、感染が疑われる方がいる場合

d 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

(ウ) スタッフの管理

スタッフに対しては、氏名、年齢、住所及び連絡先(電話番号)を把握し、名簿を作成する。名簿は 12 月末まで保管し、こうした情報が必要に応じて保健所等

の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管および保管後の廃棄には十分な対策を講ずる。

(エ) 参加前後の留意事項

開催前後のミーティングにおいても、密閉、密集、密接の状況を回避すること、会話時にマスク等を着用するなどの感染対策に十分に配慮すること。

オ 関係者に感染が疑われる者が発生した場合

(ア) 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避ける。必要に応じて帰宅させ、自宅待機とする。

(イ) 対応するスタッフは、マスク、手袋の着用を徹底する。

(ウ) 速やかに保健所へ連絡し、指示を受ける。

(エ) 保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(オ) 発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受ける。検査結果が陰性であっても、症状が改善してから最低 14 日経過するまでは参加を認めないものとする。

カ 保健所との関係

感染の疑いのある者が発生した場合には、速やかに連携が図れるよう、八王子市保健所帰国者・接触者相談センターとの連絡体制を整える。感染者が発生した場合には、別添感染者発生連絡チェックシート等の活用も検討する。

キ その他留意事項

万が一感染が発生した場合に備え、隔離できる救護スペースを準備しておく。また個人情報の取扱いに十分注意しながら、当日に参加者より提出を求めた情報を、期間を定めて保存しておく。また個人情報については 12 月末まで保管する。保管期間終了後の個人情報は、適切に廃棄し、廃棄したことを記録する。

また、祭りの終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、八王子市保健所とあらかじめ検討する。

以上

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

① マスク常時着用の担保

- ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。
- * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。

② 大声を出さないことの担保

- ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
- * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
- * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③ ①～②の奨励

- ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
- * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと
- * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）

④ 手洗

- ・こまめな手洗の奨励

⑤ 消毒

- ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

⑥ 換気

- ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

⑦ 密集の回避

- ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
- * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限

⑧ 身体的距離の確保

- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限

- ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ・ 過度な飲酒の自粛
- ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。
（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）

⑩ 参加者の制限

- ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
- * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。

⑪ 参加者の把握

- ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスへの奨励
- * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入

⑫ 演者の行動管理

- ・ 有症状者は出演・練習を控える
- ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処

⑬ 催物前後の行動管理

- ・ イベント前後の感染防止の注意喚起
- * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進

⑭ ガイドライン遵守の旨の公表

- ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理

- ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
- * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。

⑯ 地域の感染状況に応じた対応

- ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
- ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成